

シュワルツェンベルガー著『外国投資  
と国際法』

Georg Schwarzenberger: *Foreign Investments  
and International Law*, Stevens, 1969, xxiii  
+ 237 p.

横 川 新

現在の国際社会が直面している様々な問題の中で、国際経済協力関係においては南北問題、具体的には低開発国における経済成長をいかにして達成するかという問題が特に緊急に解決を要する課題として我々の前に提起されている。そのためには先ずこれらの国々における貿易輸出量の増大と共に、国内の工業化（一次産品依存体制からの脱却）を促進する必要性が存する。低開発国における生産的経済分野の開発に当っては、その国内資本の不足を補うために外部資本の導入が必要不可欠なものとなってくる。低開発国の経済開発における外国資本の役割に関

しては、社会主義的方法論に基き、その必要性を否定する考え方も存在するが、現実の国際経済協力機関、例えば世界銀行 (IBRD)、国際開発協会 (IDA) 或いは地域の経済協力機関、例えばアジア開発銀行 (ADB) 等に対する低開発国からの資金融資要請状況、更には国連貿易開発会議 (UNCTAD) の動きに見られる如く、先進国に対する経済協力の要請が強まり、それが義務化しつつある点を考えるならば、今後共国際投資の問題が南北問題の中心課題であることは否定出来ない事実であろう。

外国投資を中心とした国際経済協力体制を今後共進めて行くためには、先ず外国投資そのものの国際的移動を阻害する要因の把握と分析が必要となってくる。外国投資の阻害要因として、先進国側においては国際的三重課税の存在、独占禁止法の域外適用等の問題があり、また低開発国側には外国人に対する差別的課税法規、投資管理・規制法規等の存在或いは国有化の懸念、紛争処理制度に対する不信感等が考えられる。そしてこれらの先進国と低開発国との様々な利害関係が交錯する根底には、一方において低開発国側の、自国の経済開発にとって出来る限り有利な条件で制約のない資本を得る必要性と、他方において先進国側の、可能な限りナショナル・インタレストを追求する形態における資本援助という相対する二つの考え方があり、その妥協点を志向するところに国際投資法の存在意義が存するのである。

本書の筆者シュワルツェンベルガーは改めて紹介するまでも

なく、現在世界の国際法学界の重鎮であり、その帰納的な方法論による国際法の分析・体系化への努力は有名である。すでに名著 *A Manual of International Law* を初め、*Die Kreuger-Anleihen, Making International Law Work, The Legality of Nuclear Weapons, The Frontiers of International Law, The Inductive Approach to International Law, International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, 等の多数の著書を残して居るが、国際経済法に關しても早くからその概念構成を試み、国際経済法が国家間の経済活動及び国際経済制度に關する国際法の一特殊部門であるとの見解を打ち出している。

シュワルツェンベルガーは本書の序文において、一九二〇年代の国際法に對するソ連のインパクトの研究、続いて国家契約に關する国際法上の制約の問題、更に第二次大戦後の国際裁判所の判例研究及び現在の国有化、非植民地化の諸政策の研究等を通じて、国際法における外国投資の問題が浮び上り、従来の諸研究を一体化・綜合化したものとして本書が完成した旨を指摘している。

本書は序章に続く三部二二章から次の様に構成されている。

- 第一章 基本原則
- 第一部 英国の慣行に基く外国投資の保護
- 第二章 関連ルールの評価と範圍
- 第三章 一九四五年以降の英国における条約上の慣行
  - 平和条約と一般経済条約

第四章 一九四五年以降の英国における条約上の慣行

——国有化協定

第五章 一九四五年以降の英国における条約上の慣行

——その他の関連条約

第六章 評価——二つのテストケース

一、アングロイラン石油紛争

二、スエズ運河会社の国有化

第七章 評価——様々な挑戦

第二章 多数国間のアプローチ

第八章 外国投資に關するアブス・ショックロス協約草案

投資紛争の解決に關する世銀条約

第九章 外国人財産の保護に關する一九六七年のOECD条約草案

第一〇章 国際投資保証機関の提案

結論

第三部 投資家の選択

第二章

二

第一章において、著者はまず外国投資の問題を検討する前提条件として、外国投資の保証に關する現行慣習国際法上の諸原則の実態を考察する。その結果、主たる原則として①国有財産尊重の原則、②私有財産尊重の原則、③コンセンションに關する諸原則の三つをあげ、私有財産に關しては、それを収用する

場合、公益、無差別及び十分・即時・実効的補償の支払の三つが必要条件であるとす。しかし現実の国際社会においては、これら慣習国際法上の伝統的原則の妥当性に関し疑問が生じている。例えば収用に関する国際法の一般原則は国有化の場合には適用されえないのではないか、国際法主体の急激な増加により現行国際法自体が影響を受けているのではないか、或いは収用の際の補償額が、かつての完全なものから合理的・部分的なものへと内容が変化したのではないか、等々の疑問である。これらの疑問に対しシュワルツェンベルガーは、国有化の一般的原则については、収用行為と比較して単に規模の上で相違があるに過ぎない国有化に対して、何故に慣習国際法上の一般原則の適用を差控えなければならないか、その理由が分らないと反論する。補償の際に部分的補償協定が締結されても、それらは現実的考慮の結果に過ぎず、それ自体が慣習国際法の内容の変更を意味する訳ではない。以上の様に国有化の原則に関して、著者は一貫して伝統的慣習国際法理論の尊重の立場に立っている。国際法に対する新興国のインパクトの問題についても、著者は、新興国の国際社会への加入は、加入時に存在する一般慣習国際法規の承認を前提とするものであり、事実新興諸国は大多数がその憲法において先進国と同様、財産権尊重の規定を設けている点を重視する。

以上の如き判断からシュワルツェンベルガーは、国際投資に関する国際法上の問題は法原則を確かめる点にあるのではなく、統一的構成を有しない国際社会においては、公正な権威による

問題の判断、分析及び法的にコントロールされた過程を通じてこれらの原則を強制していく規定が欠けている点にあると指摘する。この結果、本書における分析の対象は

1、以上の問題点が英国の慣行においていかに対処されているかという問題

2、国際投資に関する、より実効的なアプローチとしてOECDの外国人財産保護条約案等の普遍的努力がなされているが、これらを検討し評価を加えること

3、国際経済法の見地から、UNCTADにおいて提起された民間投資に対する各問題点を解明すること

第二章においては外国人財産の保護に関する史的変遷を概説した後に、第一次大戦以降の世界経済における構造的変化(例えば経済活動における国家の役割の増大)が私有財産制約の方向に向わせたこと、更に第二次大戦後は外国人財産に対する社会主義国、新興諸国からのインパクトと同時に、英国の如く海外に莫大な資産を有する国々もその保護のための努力を怠った点があったことを率直に指摘する。

第三章においては一九四五年以降、英国が締結した条約——主として通商条約——の分析が、最惠国待遇、収用形態、資本移動、仲裁条項等に焦点をあてて行なわれている。そしてガット(GATT)の成立以来、英国においては二国間の通商条約が持つ比重が次第に減少しつつあることを説明している。

続いて第四章では第二次大戦後英国が結んだ国有化協定とし

てアルゼンチン、メキシコ等の対ラテンアメリカ諸国との協定、第二次大戦直後の社会主義的国有化の問題を解決した東欧諸国との国有化補償協定、一九五一年の英仏協定、及び旧バルト諸国の承認及び旧英国人財産の所有をめぐる最近の英露間協定等の紹介を行なっている。

第五章ではビルマ、ザンビア等旧英国植民地の独立の際の財産移転に関する協定、債務国に対する資金援助協定、その他英国が結んだ多数国間協定中における財産保護規定の説明がなされている。

第六章ではテストケースとして、第二次大戦後英国が直面した最も大きな投資紛争事件であるアングロ・イラニアン石油紛争事件（一九四九―五四）とスエズ運河会社国有化事件（一九五六）の事実、経過、法的問題点、影響等がきわめて詳細に論じられている。

第七章では、最近海外にある英国人資産の安全性が害されたケースとしてアルゼンチン、ビルマ、セイロン等の事例を紹介した後に、英国が第二次大戦後各国と締結した二国間条約の総括を行なっている。スイス、西ドイツ等がきわめて積極的に二国間条約を締結し、自国民財産の保護を図っているのに較べ、英国はかなり消極的で、海外投資の保護の分野における二国間条約の可能性は、むしろ逆に減少中であると云えよう。これは英国が旧植民地本国という意識から完全に脱け切れないという弱点があると共に、伝統的に慣習国際法に依存する体制にあるからであるが、又スエズ動乱の結果、自国の軍事力の限界を知

らされ、二国間条約による海外財産の保護に興味を示しえなくなつたという事情も重なっているからである。ともあれ著者は、英国が第二次大戦後各国と二国間条約を締結したにも拘らず、それらはもはや英国の在外資産を保護する機能を果し得ず、英国はかかる事態に対処するために多数国間ベースによる保護を求める方向に向いつつあるという興味ある必然性を指摘している。

第八章では多数国間条約への手がかりとして外国投資に関するアブス・シヨークロス協約案が詳しく紹介されている。この協約案では外国人の投資に対する差別的措置は全て禁止され、外国投資家に対して保証を与えた場合、国家はそれを遵守する義務がある。著者はこの協約案を外国人財産保護のために必要なミナムであると云う。しかし現実はこの様な協約案に加入が予想される低開発国は皆無であるという事実こそが問題なのであり、資本輸出国側の権利のみを規定したこの協約案は決して相互的なものではない。この協約案が投資受入国の利益を十分に考慮していないと批判されている点を著者は見のがしている様である。

第九章では一九六六年に発効した世界銀行の国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（投資紛争解決条約）が、その背景、内容、機構、センターの管轄権、適用法規、手続規則等にわたって詳しく紹介されている。第二次大戦後、外国投資の保護に関して様々な努力がなされたが、それらの中でこの条約は草案の段階を離れて実際に機能している唯一のケ

イスである。著者が特に詳細な分析を行なっているのもこの理由からであろう。

第一〇章においては一九六七年にOECDが作成した外国人財産の保護に関する条約草案の検討が行なわれ、前述のアプス・ショックロス協約案との比較がなされている。

第一章では、以上の総まとめとして、著者は一九六六年に世界銀行が配布した「国際投資保険公社のための協定草案」を念頭に入れて、立法論として将来の国際投資の保証はいかにあるべきかという、具体的計画のブループリントを議論する。

結論においてシュワルツェンベルガーは先ず国連総会の現状を次の如く批判する。すなわち主として低開発国に属する小国が、国連総会においては結束して分不相応な権力を保持し、一方総会自体が法定立機能を欠いているために、総会では少数派である先進国が反対或いは棄権しても、それらは結局のところ数の上では黙認したと解されてしまう傾向がある。従って低開発国は国際投資の分野において国際法違反を行ない、国際的義務に関しては自ら解釈を下し、先進国からその違法性を指摘されたり武力の脅威を受けたりと、多数決という国連憲章の傘の中に逃げこんでしまうのである。

著者は、民間投資家がこの様な状況の中で国外に投資を行なわなければならないことを指摘し、そのため出来る限り各種の利用可能な投資保護の形態が必要であるとす。そして投資家が外国投資を行う場合、現実を選択しうる保護形態の基準として次の八つのパターンの可能性を指摘する。

- 一、経済的パターン（二国間条約中心）
- 二、誠実のパターン（国内投資法中心）
- 三、善行のパターン（多数国間条約中心）
- 四、調停と仲裁のパターン
- 五、保証保険のパターン
- 六、反国有化パターン（海外にある自国民の資産・企業等に本国がその保護のため直接参加する場合）
- 七、国際機構に基づく投資のパターン
- 八、経済自足のパターン（投資を特定の共同市場、自由貿易地域の如く、経済的に密接な連帯関係にある地域に対して限定する場合）

三

低開発国における外国投資の問題は、国際法学会においても一九六七年のニース会議及び一九六九年のエンジンバラ会議で引き続き討議がなされてきた。しかし本書をはじめとして外国資本の保護を取扱った欧米諸国の文献の多くには、その基本的態度として経済協力をどの様に見るかという問題についての見解の相違がある様に思われる。すなわち低開発国は、外国投資を基調とする国際経済協力の問題を相互平等な立場から捉え、経済的自立の確保のための手段、すなわち国家の生存権の問題として国連の場に持ち出している。一方、本書の紹介を行ったウォートレイ(B. A. Wortley)は、低開発国の誤まったプライドというものが低開発国に対する先進国の投資をいかに阻害して

いるかを指摘し、このままの状態が続くならば先進国としては経済的ベースを離れて、慈善 (Charity) に基いて投資を行なうか否かの選択をとるのみであると主張する (*International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 18, p. 180.)。この様な考え方は本書の中においても随所に見られる。

最後に、本書の特徴は現在の国際投資が直面している問題点を指摘し、英国における二国間条約体制への反省から、多数国間による投資保証の方向を打ち出すことによって国際投資の将

来像を描き出したところにある。著者の個々の事例研究・紹介等は極めて精緻である。しかしながら、著書の分析対象が国際投資において英国が当事国となった条約関係及び若干の国際的投資保証機構に限定されたため、説明がやや平面的、羅列的になつたきらいがある。これは根本的にはシュワルツェンベルガーの描く国際投資保証の構想が主として資本輸出国の動向に焦点をあてた結果である様に思われる。

(成城大学専任講師)